

静岡県告示第430号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県立美術館の図録売払代金徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月12日

静岡県知事 川勝平太

1 徴収受託者

受託者名称	所在地
静岡県立美術館ミュージアムショップ共同企業体 代表 株式会社谷島屋静岡本部	静岡市駿河区谷田53-2

2 委託事務の内容

静岡県立美術館ミュージアムショップにおける図録売払代金の徴収事務

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで